

(令和7年度)

川西市における部活動の社会移行に関する

地域クラブ募集要領

令和7年8月

川西市教育委員会事務局 教育推進部 教育保育課

川西市における部活動の社会移行に関する地域クラブ募集要領

1 目的

国のガイドライン^(注1)を受け、川西市では子どもたちに、従来の校区に限定された部活動に代わる生涯に渡った文化・スポーツ活動の場を提供するための取り組みを進めている。

この取り組みの主旨を理解し、子どもたちに専門的かつ安全な活動を提供できる事業者及び地域人材を募集する。

その手続きについて、本実施要領に必要な事項を定める。

2 背景

川西市では、平成30年11月に「川西市における部活動の在り方に関する方針」^(注2)を策定し、中学校の部活動を通じて学校生活における生徒の活躍の場を広げ、子どもたちが目標を持ち、その実現に向けて日々活動する中で自分自身を見つめ自己肯定感を育みながら、豊かな人間関係を築くことができる貴重な時間や場所を提供するとともに、子どもたちが生涯にわたって文化・スポーツ活動に触れることができる機会を提供してきた。

しかし、近年、中学校部活動は子どもたちの文化・スポーツ活動におけるニーズの多様化や、少子化に伴う教職員の減少による専門的な指導力を持った顧問の不足などから、多くの課題を抱えている。

国はガイドラインを策定し、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について示した。

3 現状

川西市では、国のガイドラインに基づき部活動の社会移行を進める取り組みとして、地域クラブの募集を実施してきました。令和6年度には3回の公募を通じて、計88の地域クラブを登録した。これらのクラブは、川西市内の各所において既に活動を開始しており、さまざまなスポーツ・文化活動を通じて地域での交流を深めている。このような取り組みにより、学校部活動から地域クラブへのスムーズな移行が進んでおり、市全体でその活動を支える環境が整備されつつある。

4 募集する地域クラブの活動概要

①活動内容	各種団体が川西市における地域クラブの在り方に関する方針等 ^(注2) に基づき、文化・スポーツ活動（これまでの学校部活動にない種目を含む）の指導・運営
②実施場所	川西市内を拠点として、活動が可能な場所 ※川西市立中学校施設は利用できるものと考えて構わないが、使用後は原状復帰を原則とする。また、希望する日時に希望する中学校施設を利用することができない場合もあることに留意すること。
③対 象	中学1年生 ～ 中学3年生（ただし、幼児児童～大人世代までも参加可）
④定員と会費等	各実施団体が設定

⑤活動時間	平日 17 時～19 時の 2 時間程度、休日 9 時～17 時までの間の 3 時間程度を基本とする。 (それ以外の活動時間については、市教育委員会や学校運営協議会と要協議)
⑥活動期間	1 年間 (年度初めから年度末まで) ※年度毎更新制
⑦選定方法	ヒアリング審査

(注 1) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (令和 4 年 12 月 スポーツ庁・文化庁策定)

URL=https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_ori para-000026750_2.pdf

(注 2) 川西市における地域クラブの在り方に関する方針 (令和 7 年 8 月改訂)

【参考】川西市における地域クラブ登録状況：川西市地域クラブポータルサイト

<https://kawanishi-city.club-portal.jp/>

5 事業者の応募資格等

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 川西市立中学校に在籍している生徒が参加していること。
- (2) 川西市における地域クラブの在り方に関する方針に基づいた活動を実施する団体であること。
- (3) 市主催の研修を必ず受講する団体であること。
- (4) 参加する子どもたちの健康面に配慮し、活動中や移動中の安全について確保するとともに、トラブルや事故の未然防止に努める団体であること。
- (5) 事業者の責任者は 18 才以上とする (ただし、高校生は除く)。
- (6) 川西市暴力団排除に関する条例 (平成 24 年川西市条例第 5 号) 第 2 条 1 号から 3 号までのいずれにも該当しない者であること。
- (7) 子どもたちへ政治・宗教に関する活動をしないこと。
- (8) 個人情報保護に関する法律を遵守する他、活動によって知り得た情報を漏洩せず適正に取り扱うこと。(参加する市内中学生の名前・学校名・学年を、連携の観点から教育委員会や中学校に情報提供することを、参加者・保護者から同意を得ること。)

6 地域クラブ登録までの流れ

登録を希望する団体は、以下の流れで地域クラブへの登録を行う。

(1) 現行の中学校部活動の受け皿として活動の実施をめざす団体

※中学校の部活動としてこれまで活動していた種目・活動を、今後地域クラブとして継続・移行することを目指す団体。

《登録の流れ》

①右記二次元コードか下記 URL を通じてアンケートフォームに回答。

(人材バンクへの登録完了)

応募フォーム URL : <https://logoform.jp/form/tTN6/1199386>



- ②ヒアリングシートを川西市教育委員会に提出する。（下記 7ヒアリングシートの提出参照）
- ③ヒアリングシート提出後、川西市教育委員会の担当者と面談を行う。その際、担当者より、地域クラブの運営方針や運営体制、最少催行人数などを確認する。
- ④中学校施設を利用する場合、関係学校長や必要に応じて学校運営協議会と面談を行う。
- ⑤川西市教育委員会が地域クラブとして登録する。 ※登録のタイミングは年に2回ほどを予定

(2) 現行の中学校部活動にはない種目での登録をめざす団体

※既存の部活動にはなかった種目・活動において、今後地域クラブの登録を目指す団体。

《登録の流れ》

- ①右記二次元コードか下記URLを通じてアンケートフォームに回答。
(人材バンクへの登録完了)



応募フォームURL : <https://logoform.jp/form/tTN6/1199386>

- ②ヒアリングシートを川西市教育委員会に提出する。（下記 7ヒアリングシートの提出参照）
- ③ヒアリングシート提出後、川西市教育委員会の担当者と面談を行う。その際、担当者より、地域クラブの運営方針や運営体制などを確認する。
- ④人材バンクへの登録内容を生徒及び保護者に周知。
- ⑤生徒及び保護者より、人材バンク登録団体への参加を希望する人数が地域クラブの指定する最少催行人数をこえた場合、その旨、川西市教育委員会より地域クラブ担当者に報告。
- ⑥中学校施設を利用する場合、関係学校長や必要に応じて学校運営協議会と面談を行う。
- ⑦川西市教育委員会が地域クラブとして登録する。 ※登録のタイミングは年に2回ほどを予定

7 ヒアリングシートの提出

- (1) 提出期限 教育委員会が定める期日
- (2) 方法 地域クラブ募集ページにあるヒアリングシートに必要事項を記入して、下記【提出先】へ持参、郵送、または、メールにて提出すること。ただし、持参の場合による受付は窓口時間内とする。
窓口受付時間：午前9時から午後5時（ただし、土・日・祝日は除く）。

8 選定の方法等

(1) 選考について

事前に提出されたヒアリングシートに基づいて、団体の責任者と川西市教育委員会教育保育課とで面談を行う。また、中学校施設の利用を希望する団体は、関係学校長や学校運営協議会とも面談を行うことで最終的な審査を行い、事業者を選定する。審査には、川西市教育委員会事務局職員に、必要に応じて関係学校長や学校運営協議会の委員を加え、あたるものとする。

(2) 選定結果の通知

- ①選定結果はすべての参加事業者に文書で通知するほか、川西市ホームページで公表する。電話等による問合せには応じない。
- ②選定結果に対する異議申し立てはできない。

9 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出物は、事業者選定に伴う作業などに必要な範囲で、複製を作成することがある。
- (3) 提出書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、市は事業者決定の公表や、今後の部活動における社会移行をより推進するために事務局が必要と認める場合には、提出書類等の内容を無償で使用できるものとする。情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例（平成4年条例第8号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合、その者に対し速やかに登録を取り消す場合がある。
- (5) 提案に要した費用は、すべて提案者の負担とする。
- (6) 参加表明者における競技内容が1つの活動場所に多数あった場合は、ヒアリングを行った上で、本業務を依頼するにあたり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し選定するとともに、別の活動場所を提示する場合がある。
- (7) ヒアリングにおける発言などは、審査条件として採用されるため留意すること。
- (8) 事業者の活動内容が本事業の目的から逸脱したり、提出書類の内容と大きく異なった活動を実施した場合、公共施設（中学校を含む）を故意に大きく破損させた場合などが生じた場合、川西市教育委員会事務局と関係学校長らが協議し、登録を取り消したりすることなどがある。
- (9) 川西市立中学校施設（グラウンドや体育館など）や川西市立中学校の備品（サッカーゴールや卓球台、バレーネットの支柱など）について使用することは構わないが、消耗品（ボール類や個人で使用するもの、救急セット、ラインパウダーなど）は使用する事業者が持参することを原則とする。ただし、必要に応じて関係学校長と協議を行うものとする。
- (10) 中学校施設内は禁煙・禁酒とする。
- (11) 生徒や保護者に活動の概要を公表するため、地域クラブポータルサイトの情報を適宜更新すること。
- (12) 地域クラブは体験会を実施するなど、希望する生徒が体験できる場を設定すること。

【 提出先 】 川西市教育委員会事務局 教育推進部 教育保育課
※窓口受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日は除く）

【 担当者 】 星野・北村・山本・足立

【 住所 】 〒 666-8501 川西市中央町1 2 - 1 川西市役所3階5番
電話：072-740-1254 FAX：072-740-1327
メール：kawa0064@city.kawanishi.lg.jp